

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
437			<p>言うまでもなく海洋基本計画は海洋基本法に則り立案されるものである。</p> <p>海は命の母であり、我々が存在する源であり、我々とすべての生命（生物）を支え続ける一大システムの要である。それゆえ、生物資源生産の場として、地球環境調和システムとして海洋が果たす役割は人類のみならず全ての生物にとって重要であり、個々の役割・機能は微妙なバランスの上に構築されている。</p> <p>「我の後に洪水はきたる」と言う取り組みを棄て、海は地球上に生存する生物にとって等しく働きかける環境と機能が維持できるように私達の行動規範を定め社会活動と生産・産業活動を行わなければならない。有史以来、地球史が経験したことのないと温度変動を超えた擾乱の中に海洋を置くことに熟慮すべきである。</p> <p>我が国が世界と協調し、地球表面の70%を占める海をゆったりと、永続的に利用していく事を実現するための基本的な枠組みとして海洋基本法が生まれ、具体的な行動指針が海洋基本計画として示された。基本計画は5年ごとに見直されるものではあるが第一期目に示されるスタンスは今後の姿勢を示すものであろう。我が国が持つ海洋への高い志を示し、それを実現するための基本計画を提示することになる。</p> <p>海洋基本法の本質は「知る、守る、利用する」、に加えて「世界との協調」であり「世界と繋ぐ」ことである。もちろん、国内においてもこのスタンスは普遍であり海を「知る、守る、利用する」そして「手を繋ぐ」ために全ての利害関係者が互いに尊敬の念を持ち、それぞれが持つ歴史的な背景を認め合いながら、真摯に対等の立場で話し合、協調することが必要である。</p> <p>我々は歴史を総括し、その中から多くのことを学ぶ。産業勃興期と、経済が急成長した時代に海を痛めつけた事例をいくつも知っている。その時の遺産を今も引きずっているが、一方で、積極的に補修に取り組んでいる歴史も持っている。</p> <p>今回提出された海洋基本計画（原案）は細かく見れば様々な意見もあるが、良く纏められた案である。</p>	(感想、その他)

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
438	総論		<p>海洋基本法の基本理念である「海を知る、守る、利用する」を誠実に実行し実現するため、これらに取り組み横断的な組織は利害関係を持つ全ての組織を含むことが必要である。「知ること、守ること、利用する」は分離独立したもので決していない。海の現状を知り今後どのように変化するかを予測し、必要とあれば守る手だてを講じ、利用に当たっては環境の変化を予測し守る措置を十分に考え利用することになる。</p> <p>今回施行された「海洋基本法」において環境保全のことはかなり盛り込まれた。しかし、一度壊した生態系を含む環境は容易に修復はできない、それだけに慎重でなければならない。</p> <p>世界第6位の海面の広さを持つ日本にとって、とりわけ排他的経済水域での経済活動は我々にとっての関心事である。従来の日本沿岸域での活動に比して、大洋の中心部での活動であるだけに、先ず早急に「海を知る」ことに努めなければならない。いったんことが起きた場合の拡散効果を十分に予測しておく必要がある。</p> <p>我が国の海洋政策推進体制は内閣に設置された総合海洋政策本部が中心となり、産・学・管それぞれの分野の海洋関係者が相互に連携・協力し、海洋政策を推進していくこととしている。政策本部が調整機関でないことは明確であるが、一方で政策立案を行う部隊であることは間違いない。海洋政策本部は政策立案に当たり様々な利害者との間で議論を重ね、実施する事業の危険性を理解し、環境リスク、事業上のリスク等を回避するように務めなければならない。政策本部の姿勢こそが今後の事業の伸展に掛かっている。</p>	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
439	第1部 1	6	6頁第4パラグラフ、4行目、下線をくわえる「水産資源は再生産可能であるため、・・・・資源回復計画等の推進に加え、漁場環境保全、特に産卵場や生育場の保全、漁場生産力の向上、・・・・」	第1部は「基本的な方針」として、施策の背景及び必要性が理解できるように記述したものです。なお、具体的な施策の内容については、第2部1で記述しています。
440	第1部 2	8	8頁9行 下線部を加える。「・・・・海難の原因等を踏まえ <u>船種を問わず</u> 船舶が満たすべき・・・・」 8頁13行 下線部を加える「・・・・安全管理体制 <u>を構築するとともに、<u>輻輳した海域での</u> 海難防止・・・・」</u>	いずれのご意見も本計画に反映されていると認識しています。
441	第1部 6	14	14頁下から8行 下線部を加える。 「・・・・解明していくことが必要である。」 <u>とりわけ、黒潮流の流域に位置する国々と緊密に連携し黒潮の特性変動、等について調査し、情報交換を行うことが必要である。</u>	ご指摘の点の重要性は理解しますが、第1部は個別具体的な内容をできるだけ避ける記述としています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
442	第2部 4	23	<p>(3) 海上輸送拠点の整備 23頁下5行目、下線部をくわえる 「・・・定時制・迅速性に優れたフェリーターミナル等の整備を推進するとともに、<u>内陸部輸送へのシームレスな接続を実現することも必要である。</u>」</p>	<p>質の高い輸送の実現のためには、海上輸送と陸の輸送モードとの連携が重要であるため、第2部4(3)に陸上の輸送モードと海上輸送との結節点である海上輸送拠点の効率化の必要性について明記しており、ご趣旨は含まれていると考えます。</p>
443	第2部 6	26	<p>26頁 下線部を加える。二重消し線は削除箇所 「海洋に関する施策を企画し、実施するためには、海洋状況の把握、海洋環境の変化の<u>監視と予測</u>等に<u>必要な調査を継続的に着実に実施することが不可欠である。</u>」 「また、<u>このような海洋調査に必要な</u>・・・、調査によって得られた情報が、<u>海洋環境の保全や研究活動、海洋資源の開発、海洋産業の発展、等に活用されるように一元的に集約され、適切に管理、提供するシステムを構築することも重要である。</u>」</p>	<p>「監視」については、調査の概念に含めて記述しています。 継続的な調査の必要性については、第1部3で「海洋に係る調査・研究には特殊な船舶等の施設設備が必要なこと、長期にわたる取組が必要で短期間のうちに直接的な成果に結びつきにくいこと等の特殊性がある。」と記述しています。 記述の順序の変更については、海洋基本法の記述の順序(開発、利用、保全)にならって、例示したものであり、例示された項目の優劣を表したものではありませんため、変更することは不適当であると考えます。 「一元的に集約」することについては、「適切に管理」の概念に含めて記述しています。 第2部6の冒頭では、海洋調査によって得られた情報が有効に活用されることの重要性を指摘するとともに、その具体的なあり方については、(3)において「情報を一元的に管理・提供する体制を整備する。」と記述しています。</p>
444	第2部 7	30	<p>(4) 連携の強化 ア 新しい構想の推進システムの構築 30頁 この項の最後に以下の文をつける。 「海事関連の産業拠点を中心として研究者、技術者が核となり海事クラスターを各地に設けることにより、技術を継承し地域活性化が可能となる。例えば、造船技術を中心とする長崎クラスター、運航技術の知的集積地としての東京クラスター、海運管理技術を中心とする神戸クラスターなどを開設し技術の向上と継承に努める。」</p>	<p>ご指摘の海事クラスターについては、海事関連の産学官連携促進の観点からの地域に根ざした集積を図り持続的に発展する地域経済活性化を実現するものと認識いたしますが、ご趣旨については、第2部8(2)新たな海洋産業の創出において記述しています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
445	第2部 9	35	(2) 沿岸域における利用調整 (3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築 35頁 これら二つの項目では当事者をハッキリと利害関係者とさだめ、真摯に協議することが問題解決の最善の方法である。単なる調整とせず、利害を明確に示し、お互いに協調しながら話し合うことが必要である。	調整、連携には様々な形態があり得、すべてのケースにおいて当事者を利害関係者のみに限定できるとは限らないと考えます。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
446	第2部 11	39	(3) 海洋に関する国際協力 イ 海洋調査・海洋科学技術 39頁3行目 「.....に入れた海洋観測研究を継続的に実施するとともに、極域での地球環境データ観測、大深部の海洋観測についても継続的に実施しなければならない。」	ご意見にある観測の重要性は理解しますが、全体の分量とのバランスを勘案し、本計画の例示にとどめたいと考えます。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
447	第2部 12		<p>日本国内で、海洋を教育できる高等教育機関はさほど多くない。「我は海の子」が遠くなった現状では、国内の大学、研究機関で海・船・魚に関連する事項を講義している大学・研究機関がアライアンスを組み、子どもたちへは海への誘いを、成人には海の楽しさを、教示するとともにその教材を準備する必要がある。社会システムとして、これらを経済的に支援する組織が必要である。ロードアイランド州立大学には子どもたちに海を教えるいわばデイケア臨海学校が、大人には漁師入門講座を開設し職業指導も行っている。これらのスタンスは我が国でも学ぶ必要がある。アメリカ合衆国に展開されている“シーグラント”の思想を日本でも学ぶべきであろう。</p> <p>(1) 海洋への関心を高める措置 多くの人が海へ親しむための方策について述べられており、同意できる。この視点は総論の部分にもきっちり書き込む。たとえば、「人に優しく、海を楽しめる海岸となるように改修する」と言うような文言は欲しい。</p> <p>(2) 次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進 基本的な考え方に反対するものではないが、海への誘い(いざない)を確実に、しかも安全に実施できる指導者を国レベルで養成するプログラムを開設すべきである。その視点から、原文「・・・学校教育及び社会教育の充実を図ることが重要である。このため、学校教育においては」の後に以下の文を挿入する 「小・中学校における学習指導要領の見直しを行い「海への誘い」の項目を加えるとともに、子供達が海に親しむことを援助できる『海洋リテラシー教育(注)教員』の養成を教員養成系大学、各種教員養成課程を持つ大学等に開設する。当面はこの教育プログラムを指導できる教員を養成する。」「また、海洋基本法等の趣旨を踏まえて早急に高等学校の教科「水産」の学習指導要領の見直しを行い海洋に関する基礎を学ばせる。」 (注)海洋リテラシー教育：海洋に関する必要最低限の知識を持ち理解できるようにする教育(情報リテラシー教育は定着している) 海洋高校、水産高校、商船高等、等を組織し、海好きの子どもを大勢送り出すことが必要である。</p> <p>(3) 新たな海洋立国を支える人材の育成 日本における造船技術は優れており世界を先導していた。しかし、海上・海中技術、水中掘削技術等の海洋・海事技術のレベルを今後は急速に向上させるとともに、従事者の数を増やす必要がある。このためには積極的に産官学が教育と研究の場を作り上げていくことが必要である。産官学の教育に加え、現場での実習による技術習得は欠かせない。産業界との連携に加え、独立行政法人、等、公的な組織において積極的に人材を養成するコースを開設する必要がある。それを支えるために国は積極的な支援をする必要がある。末尾に以下の文を加える。「海洋研究者、海上技術者等の海事技術者養成のため、奨学金等を受け、積極的に技術者と研究者のレベル向上と人の数を増やす必要がある。とりわけ海事免許を持つものを技術者・研究者として育てることが海上での作業の安全・高度化・効率化を図るために重要である。」 海洋、水産、海事を教育あるいは研究している高校、大学、研究機関が繋がり、海へ誘い、船を知る機会、企画を出し続けることが国民の海への関心を呼びますものであろう。</p>	<p>(1) ご意見につきましては、個別具体的な施策であり総論への記述については困難と考えますが、第2部9(1)オにおいて記述しています。</p> <p>(2) 海に囲まれた我が国にとって、国民が海洋についての理解と関心を深めることは重要であり、学校教育においても、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしております。 具体的には、例えば、小学校の社会科においては、第5学年において、「国土の位置」の学習の中で、日本の周りの海について地図帳などを活用して調べる学習を行ったり、海洋に関する産業である「水産業」について学習する中で、水産業の果たす役割や、主な水産物の漁獲量や主な漁港などの分布、水産業に従事している人々の工夫や努力などについて調べる学習を行っております。 中学校の社会科においては、地理的分野において、日本の周辺の海や海岸、海流、海溝、大陸と海洋の分布などについて、地球儀や地図を活用しながら学習を行ったりするとともに、公民的分野において、「国家間の相互の主権の尊重と協力」について学習する中で、領海、領土、領空などについて学習することとしており、教科書では、公海や経済水域などについても具体的に取り上げられているところです。 また、高等学校の理科においては、「地学」などにおいて、海洋の現象や観測方法などに関する科学的な知識等について学習することとしております。 さらに、地域の実情等に応じて、総合的な学習の時間等を活用して、環境教育の一環として、海や環境について自ら調べたり体験したりする学習も展開されているところであり、今後とも学校教育において海洋に関する教育が適切に行われるよう努めてまいります。</p> <p>(3) ご指摘のとおり、第2部12における人材の育成に係る記述については共通基盤的な内容に特化して記述しており、個別具体的な分野における人材育成確保については、海洋基本法の各分野における条文の要請に基づき、各分野に係る項目において記述を行っている構成としています。</p>
448	第3部 1		<p>「海洋基本計画の諸施策が参与会議の意見を踏まえて・・・」となっている。参与会議委員の選考に当たっては偏ることのない陣容で行うとともに、選ばれたメンバーについても偏りのない広い分野からの選考を考える必要がある。</p>	<p>参与の選考に当たっては、限られた人数の中で可能な限り広範かつ偏りのない人選に努めたところとす。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
449	第3部 2		第1パラグラフの末尾に次の文を付加する 「お互いの立場を筋道立てて説明するとともに真摯に互いの意見を聞き、尊敬念を持って話し合いに臨むことが必要である。」	ご趣旨につきましては、当該パラグラフの「関係者が、海洋の利用に際し、相互に協調、協力し合うことが基本的に重要」という記述に反映されているものと考えます。
450			① 基本計画上でEEZ常時監視の必要性和責任の所在を明確にすること ② 能力整備の為に必要な予算手当ては総合海洋政策本部主導で確保し、従来の省庁予算の外枠で対応すること(運用及び維持支援費に関しても配慮が必要) ③ 省庁間のタテ割り構造を排除した海洋状況に関わる情報統合と運用協力が本来任務を損なわずに遂行できる環境を政治主導で整えること 上記①に関しては、EEZの常時監視を可能にするレーダー、センサーの候補技術を調査し、現存装備との組合せでどこまでEEZの常時監視が可能となるのか徹底検証し、段階的能力整備計画を立案する。更に、防衛省他、関連省庁が有する海洋状況に関わる情報を共有すると共に、運用上の隙間を埋める為の運用協力プランも検討する。	ご意見については、EEZ常時監視のためのシステムの開発・導入に関する具体的な提言と理解しています。ご意見は第2部第5(1)において、「周辺海域の警戒・監視等で得られた情報の共有等による関係機関間の円滑かつ緊密な連携体制の整備等を着実に推進する。」として記述しています。なお、今後、施策を推進する際に具体的な対応策を検討し、適切な措置を講じていくこととしています。
451	総論		(2) 我が国の海洋政策推進体制第1段落最終部分 海洋という「場」の可能性や容量などを考慮し、「場」を管理し保全する立場で・・・ (加筆する。管理は当然保全して管理すること考えますが、保全の意味をはっきりさせるため。)	第1部5において、海域を管理する立場として、海域を適切な状態に保つことに努めるべきであると記述しており、管理には保全の概念も含まれています。
452	総論		(3) 本計画における政策目標及び計画期間 出だし部分：海洋基本法とは・・・安定向上を図るとともに、海洋および海洋生物と人類の共生に貢献すること	ご指摘の箇所は、海洋基本法の引用部であることをご理解願います。
453	総論		(3) 6段落目 ・・・「海洋を知る」、「海洋を利用する」、「海洋を守る」・・・を次のように修正する。 →「海洋を知る」、「海洋を護る」「海洋を利用する」、	順序につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
454	総論		*③海洋に関する科学的知見の充実を次のように修正する。→海洋および海洋生物に関する科学的知見の充実(加筆)	ご指摘の箇所は、海洋基本法の引用部であることをご理解願います。
455	第1部 1		第1部海洋に関する施策についての基本的な方針 1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全と調和 2段落目最終部分 ・・・海鳥、ウミガメ、イルカ・クジラ類等の混獲防止に努めることも・・・ (加筆：イルカ・クジラ類は、生態系の重要なメンバーであり、生息数の減少が推測されたり、生存の危機にさらされたりしている種もあります。)	ご指摘の部分は「混獲」という用語の理解を助けるための例示であり、原案で十分その意図は達成されているものと考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
456	第1部 6		<p>6. 海洋に関する国際的協調 5段落目最終部分 多くの水産資源が低い水準にあるとの指摘がある中で・・・マグロ類資源を始めとする・・・その持続可能な利用の実現について先導的役割を担うように努める。(加筆)とともに鯨類等の合理的利用を否定する動きについては、水産資源の持続可能な利用という基本的な考え方について国際社会の幅広い理解と支持を得るように努めることが重要である。 (加筆)以降削除： 水産庁の意向を反映しての文言であると理解しますが、ここで、いわゆる捕鯨問題に言及するのは筋違いもはなはだしいです。しかも、海洋に関する国際的協調の項目に入れるとは、客観的に見ても、こじつけとしか言いようがありません。海洋基本法に、国際的な論議を読んでいる紛争の種を入れることは避けるべきです。また、この部分は、海洋を守る、海洋における生物多様性を保存するという意向ともはなはだしく矛盾します。</p>	<p>当該部分は、我が国の基本方針に沿い、記述しています。</p>
457			<p>漂流漂着ゴミ処理対策の明確化</p> <p>豊かな自然環境を有する本町においても、近年、漂着ゴミの問題が提起され、その解決に苦慮しているところがあります。海流に乗って運ばれる近隣諸国からのゴミが大量に漂着しています。漂着ゴミの90%がプラスチック系のゴミで、ペットボトル、発泡スチロール、ビン類、魚網及び漁具などであり、隣接する中国、韓国及び台湾から流出し漂着したゴミが圧倒的に多い状態です。漂着する時期等は問わず、常に漂着する状況で、決定的な対策が取れない状況で、自然景観はもとより、自然生態系に重大な影響を与え、特に医療廃棄物による人体への影響も懸念される現状にあり、その対策に苦慮している状況であります。</p> <p>漂着したプラスチック類は、海水を含んでいるため、リサイクルすることもできず、処理は隣接自治体の民間処理場へ移送し、埋設処理している現状であります。抜本的対策にも末端行政自治体での処理には限界があります。</p> <p>つきましては、その処理対策については、国による恒常的な処理体制や財政支援の制度を構築すべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘の漂流・漂着ゴミ処理対策については、第2部2(2)において、「平成19年3月に「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」において策定された当面の施策を踏まえ、関係府省の連携の下、各種施策を推進」することを記述しています。</p> <p>その上で、具体的な施策として、「大量に漂着したゴミの処理を行う地方公共団体に対する支援等、被害が著しい地域での施策の着実な実施」などを記述しています。</p>
458			<p>生活保全航路の安全安心の確保の実現により、島々に暮らす町民の生活福祉向上が図られますよう、当該航路を早期に開発保全航路として指定することを明確に表示し、早期の整備を要望するものである。</p>	<p>離島の交通の利便性の向上や、安全かつ安定的な輸送の確保は重要な課題であると認識しており、第2部10(2)において、交通基盤を整備するとともに、離島航路・航空路の維持及び利便性の向上を支援する旨記述しています。</p> <p>なお、具体的な施策の実施にあたっては、その必要性や緊急性、効果等の十分な検討が必要であると考えており、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
459			日本最南端の有人島であり、国土の保全上重要な島である波照間島での水道供給の安定を図り、将来も安心して生活できるための方策として、是非とも西表島～波照間島への海底送水が実現できますよう、要望いたします。	第2部10(2)において、海洋の開発、利用、保全等に関する離島の役割の観点からも、定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する旨記述しています。 なお、具体的な施策の実施にあたっては、その必要性や緊急性、効果等の十分な検討が必要であるとされており、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
460			大型船舶が接岸可能な整備を実施し、大型クルーズ船の寄港を呼び込み、八重山観光の入口として地域活性化に資したい。 また、燃料格納庫及び係留施設を整備して、尖閣諸島など周辺海域である国境警備の海上保安庁の艦船の長期滞在が可能な港湾及び補給港としても活用できるなど港湾整備の必要性がある。	第2部10(1)イにおいて、海洋資源の開発や調査などの活動が本土から離れた海域においても安全かつ安定的に行われるような活動拠点や、離島の産業振興の基盤となる社会資本の整備を推進する旨記述しています。 なお、具体的な施策の実施にあたっては、その必要性や緊急性、効果等の十分な検討が必要であるとされており、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
461	総論		<p>総論、ページ2 第2パラグラフで、環境問題の1つとして、地球温暖化の影響が記載されておりますが、地球温暖化の影響はより深刻な第一義的、中心的環境問題としてとらえた記載がなされるべきではないかと考えます。</p> <p>第2パラグラフの下から5行目、「温暖化に伴う海面上昇、広域化する海洋汚染・環境問題は顕在化しつつある。」とありますが、この文章だけでは、温暖化の影響は海面上昇だけであるように読めてしまいます。また、8ページ第4パラグラフの下から8行目、および、下から2行目には、「温暖化による海面上昇が・・・」が2ヶ所も出てきますが、上記で述べたように、地球温暖化の影響として海面上昇のみがかなり強調されている印象を受けます。</p> <p>しかし、地球温暖化の影響は海面上昇だけではなく、海水温の上昇の影響も深刻で、既に、世界の広範にわたって珊瑚は甚大な被害を受けています。また、日本近海においても南方系の魚が、従来では獲られたことのないようなより北方の海域で漁獲されることも珍しくなってきました。これらは単に魚の分布域が変わるという単純な問題ではなく、生態系を大きく改変してしまい、将来的には多くの種の存続が脅かされる可能性も少なくないと危惧されます。近年、日本のみならず世界中の多くの水産資源が低位にあり問題となっています。その原因として主に乱獲があげられ、資源の管理が叫ばれていますが、多くの水産資源が低位のままである原因として海洋環境の問題、特に水温上昇も無視できない考えられます。水産資源の変動について分析を行っている、資源の管理だけをうまく達成したとしても、思うように資源が回復しない可能性も否定できないと思います。</p> <p>さらに、CO2の増大は海水を酸性化させ、海水の酸性化は資源の減少を招くだけでなく、その程度が進めば生物は生存自体が脅かされることも危惧されます。多くの海洋生物の保全を図り、健全な水産業の育成、水産資源の持続的利用を図るためには、地球温暖化の対策と連動した海洋環境保全が極めて重要であるという視点を明確に記述していただきたいと思います。</p>	<p>海水温上昇や海洋表層酸性化問題については承知していますが、当該部分は、地球規模での環境問題の深刻化や同様の問題が海洋においても顕在化しつつあることについての例示です。例示は国民の理解促進のために必要なものとして記述しており、現行案で十分意図は達成されているものと考えます。ただ、海水温上昇に対する取組については、第2部の2「海洋環境の保全等」の中に記述を追加します。</p>
462			<p>沿岸域の海洋環境問題を考えると、それは、山、森林、河川の保全・管理とも密接につながって初めて沿岸域の海洋保全・管理が可能となりますが、現行の行政システムでは、それぞれ担当省庁が異なるため、統一的な政策を実行することが極めて難しい状況にあると考えられます。海洋基本法ができたことにより、省庁間の担当範囲を超えた海洋の総合的管理の実現も夢ではなくなると期待しております。このような視点から海洋の総合的管理の重要性が明確に記述されるよう希望します。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
463			<p>船の居住区を、海洋を利用して物資輸送の場にいる船員の生活を支える場として捉えて欲しい。課税の特例(トン数標準税制)を創設して、環境及び経済性の両面で優れた船舶や船用エンジン等の開発・普及を図ることを盛込む事により、国が国際競争力向上を政策面から整えれば、企業努力で数の増加は期待出来ますが、就業の場としての魅力の向上を図る観点からは、過去にソフトとハードで運行効率を上げた結果、オールド船乗りが感じた船乗りの魅力が無くなりつつある現状に立って将来を見ると、魅力の向上は期待出来ません。むしろ失われる危機感を強く持ちます。生活の場であり職場とする船を就業の場と捉えて魅力を向上させて、日本人船員の増加を図るには、経済性の観点からは期待薄と思われます。</p> <p>経済面から競争力の向上は企業努力に委ね、国の指導力なしには達成できないソフトパワーの面から「乗船すれば、家に居るより快適だ」を理想に掲げ、住み心地の向上を推進すれば、秩序ある競争環境の形成につながると思います。新技術の導入に居住性に優れた船舶の開発を加え、具現した船に乗船した船員が、自宅にいるより快適だと、家族・友人・隣人等に語るにより、生き生きした広報となり、広報活動等を効率的に行う手段にもなります。</p>	<p>ご意見の趣旨は、含まれていると考えます。また、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
464			<p>船舶管理等に関する資格制度の創設は船員の育成・確保に大きな効果を発揮すると期待します。船舶管理の資格が、就業の場としての魅力(船員が将来目指す職業が増える)を向上させると思いますが。既にある、水先人制度の参考にして、資格制度の創設を迅速に進めて頂きたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
465			<p>日本国籍船の検査や監査を実施する際、前後の書類手続等に要する労力と費用を便宜置籍船と同程度となるように、検査制度を改善して欲しい。</p> <p>日本国籍船では検査証書類の手続きが複雑であり、且つ、証書発行に役所の就労時間をも考慮して船のスケジュール調整を行う必要があります。具体的には、外国港での検査は外務省が担当する為、限られた領事館で証書発行が行われ、国内においても総務省が担当する無線機器の検査続きは便宜置籍船と比較すると不利益を被ります。船舶管理の資格保持者の活用をも視野に入れた検査制度が望まれます。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
466			<p>海洋基本計画(原案)の作成、ありがとうございます。</p> <p>海洋環境の保全、科学的知見の充実等についても記述されていて、開発一辺倒ではないものとなっていてバランスがとれているものと思量します。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
467			<p>我が国にとって海洋は大切なものであり、特に人類生存の基盤である食料・エネルギー生産にとって必要不可欠なものと考えます。この点でも、大きな割合を割いて記述がなされているものの、持続可能なエネルギー獲得という観点からの記述に関して、一部不十分な箇所があるのではないかと危惧されます。</p> <p>第2部 1 (2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進 エ その他の資源の研究開発等として、洋上風力など自然エネルギーに係る研究開発等の推進について記述されているにも拘わらず、</p> <p>第2部 3 (2) 海洋資源の計画的な開発の推進 イ エネルギー・鉱物資源においては、かなり詳細に述べられている個別課題がある一方、自然エネルギーに関しては全く触れられていません。</p> <p>面密度が小さい自然エネルギー獲得の場として、世界第6位のEEZを有する海洋利用は不可欠なものと考えます。従って、この分野に関する開発の推進についても、技術面ばかりではなく法制度面なども含めて検討がなされることが必要であり、十分な記述が追加されることを強く望みます。</p>	<p>自然エネルギーについては、海底のエネルギー・鉱物資源の開発に比べまだ基礎研究の段階にあるので、当面のEEZの開発対象として記載していませんが、これらの研究を着実に進めるべき趣旨は、第2部1エに記述しています。</p>
468			<p>本計画を通読すると、ある内容は概念的な記述にとどめている一方で、別の内容についてはきわめて具体的に実施計画内容が記載されているなど、全体的にみて統一されていない印象を受ける。特に、具体的な記載がない事項は実施されないのか、という危惧を感じさせる。</p>	<p>まず、施策展開の基本的な方針を定めた第1部と、実施すべき施策を定めた第2部との間では、自ずと記述の印象が異なります。また、第2部の中でも施策間の記述の具体性に濃淡があるように見える箇所がありますが、これは、これまでに講じてきた施策の蓄積を踏まえて今後行おうとする施策であるのか、まったくの新規施策であるため計画の策定等の企画調整も含めて今後の施策としているのか、等施策ごとに背景事情が様々であることによるものであることをご理解願います。</p>